



# 緑の 保全地区



芦屋市は六甲山の山並みと瀬戸内の海を間近にひかえ、自然に恵まれた良好な環境をもつ住宅地として発展してきました。

私たちは、この環境をこれからも守り、さらに発展させ、よりよい「芦屋のまちづくり」を目指していかなくてはなりません。

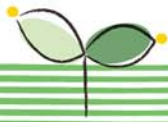
そこで、緑の保全と緑の推進を図るために定められた「緑の基本計画」に基づき、緑ゆたかな住宅地である地区をこれからも守り、さらに発展させていくために「**緑の保全地区**」に指定しました。

緑の保全地区は「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」に基づき緑化基準を定めています。

木竹の伐採、建築物その他工作物を新築、改築又は増築、宅地の造成や、土地の開墾等の行為を行なう場合には、事前に市への届出が必要になります。

芦屋市



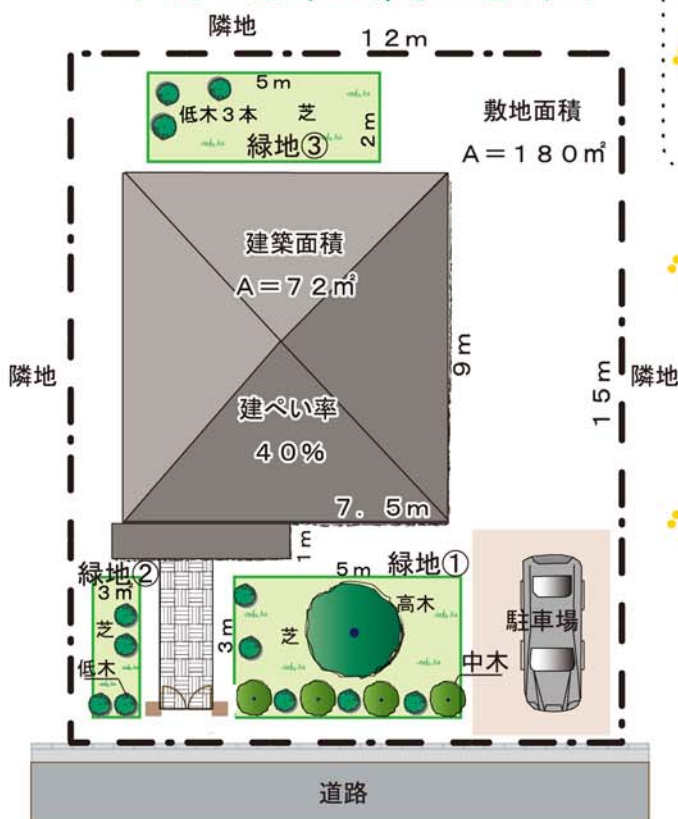


# 緑の保全地区緑化基準と植栽例

緑化基準として緑地面積の敷地面積に対する割合の最低限度（緑地率）と緑地に植栽する樹木の基準を定めています。

緑の保全地区地区名 (面積)	岩園町地区 (約13.9ha)	浜芦屋町・ 松浜町地区 (約11.9ha)	山手東地区 (約38.3ha)	山手西地区 (約26.4ha)	朝日ヶ丘町地区 (約5.5ha)
所在地(区域図のとおり)	岩園町の一部	浜芦屋町の一部 松浜町の一部	山手町の一部 東芦屋町の一部 東山町の一部	三条町の一部 山芦屋町の一部	朝日ヶ丘町の一部
指定番号	指定緑保第1号	指定緑保第2号	指定緑保第3号	指定緑保第4号	指定緑保第5号
指定年月日	平成21年10月1日		平成23年5月1日		
敷地規模別緑地率	敷地面積 100㎡未満	10%	—		
	100㎡以上 170㎡未満		10%		
	170㎡以上 500㎡未満	15%	15%		
	500㎡以上		20%		
植栽基準	①必要緑地面積10㎡当たり6本以上植栽する。 ②必要緑地面積10㎡当たり、高木(植栽時の樹高が3.5m以上)を1本以上、又は中木(植栽時の樹高が1.5m以上)を2本以上植栽する。 ③既存の樹木は、できるだけ残すように計画する。 ④既存樹木で地上からの高さ1.5mでの幹周が1.0m以上の樹木、又は植栽時の樹高が5mを越える樹木は、1本につき高木2本とみなす。				

## 一戸建て住宅の場合の植栽例



- 敷地面積に敷地規模別の緑地率を乗じ、必要とする緑地面積を算出してください。
- 次に、植栽基準に従って高木または中木、全体の必要樹木本数を算出してください。  
(本数の算出については、小数点以下を切り上げるものとする)

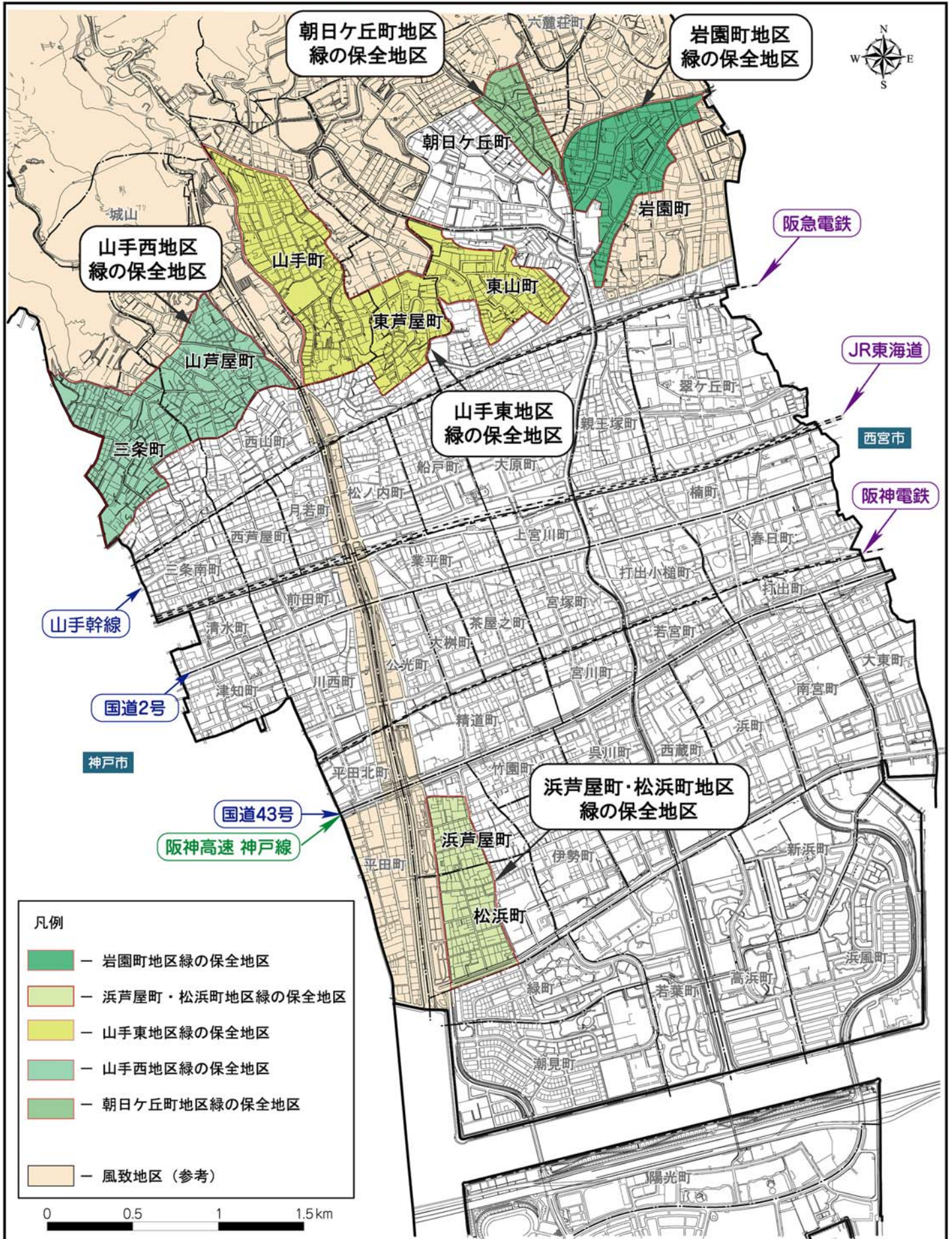
算出例 ← 左図の場合

- 敷地面積は180㎡  
必要緑地面積は、 $180\text{m}^2 \times 15\% = 27\text{m}^2$   
  
左図の緑地面積は、  
緑地①+②+③ =  $15\text{m}^2 + 3\text{m}^2 + 10\text{m}^2 = 28\text{m}^2$   
**必要緑地面積を満たしています。**
- 必要樹木本数は、 $27\text{m}^2 / 10\text{m}^2 \times 6\text{本} \Rightarrow 17\text{本}$   
内、高木27/10  $\Rightarrow$  3本  
左図の樹木本数は、高木=1本  
中木=4本(高木2本とみなす)  
低木=12本  
合計17本 となり、  
**必要樹木本数を満たしています。**



# 緑の保全地区 区域図

山手地域と芦屋川下流部で、用途地域が第1種低層住居専用地域であり、風致地区に隣接する緑ゆたかな住宅地を「緑の保全地区」に指定しています。



# 届出の必要な行為と添付図書

緑の保全地区内において下記の行為を行う場合には事前に届出が必要になります。

## 届け出の必要な行為 (緑ゆたかな美しいまちづくり条例第34条第1項より)

- (1) 木竹を伐採すること (第1号)
- (2) 建築物その他工作物を新築, 改築又は増築すること (第2号)
- (3) 宅地を造成し, 土地を開墾し, その他土地の形質を変更すること (第3号)
- (4) その他, 当該緑の保全に影響を及ぼすおそれのある行為をすること (第4号)

ただし, 次にあげる通常の管理行為, 軽易な行為については必要ありません。

- ① 間伐, 枝打ち, 整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
- ② 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
- ③ 木竹の伐採を伴わない建築物その他工作物の新築, 改築又は増築で, その部分に係る面積が 10 m<sup>2</sup>以内の行為
- ④ 木竹の伐採を伴わない面積が 10 m<sup>2</sup>以下の土地の形質の変更で, 高さが 1.5 mを超えるのりを生じる切土又は盛土を伴わない行為
- ⑤ 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
- ⑥ 非常災害に伴う必要な応急措置のためにやむを得ず行う枝幹の切除
- ⑦ 前各号に掲げるもののほか, 地区ごとに定める緑化基準に応じて, 緑の保全に影響を及ぼすおそれがない行為

## 届出に必要な添付図書

緑の保全地区内における行為の届出は, 行為を行なう前に届出書 (様式第7号) に次の図書を添付し, 1部提出してください。

種類	縮尺 (参考)	記載すべき事項等	行為の種類 (※)		
			①	②	③
付近見取図	1/10,000 以上	方位, 道路, 目標となる地物	○	○	○
配置図	1/200 以上	方位, 敷地境界線, 建築物, 工作物, 木竹等の位置, 届出に係る建築物と他の建築物との別	○		
平面図	1/600 以上	方位, 行為地の境界, 切土又は盛土部, 法面及び擁壁		○	
地形図	1/2,500 以上	方位, 付近の土地利用の現況, 林況及び伐採区域			○
敷地面積等算定図	1/200 以上	建築物の敷地面積, 建築面積, 求積図及び求積表	○		
行為地面積等算定図	1/200 以上	行為地の面積, 求積図及び求積表		○	
緑地面積算定図	1/200 以上	植栽面積, 求積図及び求積表	○	○	
植栽計画図	1/100 以上	植栽の区域, 保存, 伐採, 移植, 新たに植栽する木竹 (色分けして着色) の名称, 位置, 高さ及び本数等	○	○	
伐採計画図	1/200 以上	保存, 伐採, 移植, 新たに植栽する木竹 (色分けして着色) の名称, 位置, 高さ及び本数等及び伐採後の土地利用の状況			○
状況カラー写真		敷地及びその周辺の状況	○	○	○

※行為の種類 ①建築物その他工作物を新築, 改築又は増築する場合  
②宅地を造成し, 土地を開墾し, その他土地の形質を変更する場合  
③木竹を伐採する場合

- 代理人が届け出る場合は, 委任状が必要です。
- 届出者が土地所有者でない場合は土地所有者の行為承諾書を添付してください。
- 行為の規模, 内容によっては, 土地利用計画図, 景観計画図, 木竹伐採計画図等参考となる図書を添付していただく場合があります。

- 届出行為の完了時には緑の保全又は緑化推進地区内行為完了届 (様式第8号) に完成写真を添付し, 提出してください。

お問い合わせは

芦屋市都市環境部都市計画課 (まちづくり・開発指導担当)  
TEL : 0797-31-2121(代) FAX : 0797-38-2164